

# 単価契約書(案)

石川県立図書館資料搬送業務に係る1個当たりの搬送単価につき、石川県(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間に次のとおり単価契約を締結する。

## 第1条 契約業務及び規格、数量

- (1)業務名 石川県立図書館資料搬送業務
- (2)規格 別紙「石川県立図書館資料搬送業務仕様書」のとおり
- (3)予定数量 別紙「石川県立図書館資料搬送業務仕様書」のとおり

## 第2条 契約単価 ￥ ー (うち消費税額及び地方消費税額 ￥ ー )

ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項、第29条及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)附則並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

## 第3条 契約保証金 免除

## 第4条 業務期間並びに業務日時及び場所

乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間、甲の要求する都度、指定日時に指定の場所へ搬送するものとする。ただし、天災地変等甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第5条 業務の完了

前条による契約業務は、甲の指定した係員の検査に合格したときこれを完了するものとする。

## 第6条 支払請求書の提出場所

乙は、甲の検査完了後、適法な支払請求書を石川県立図書館へ提出するものとする。

## 第7条 対価の支払期限

甲は、前条による支払請求書を受領した日から30日以内に、その対価を乙に支払うものとする。

## 第8条 違約金及び遅延利息

- (1)乙が正当な理由なく甲の指定する期日までに業務完了しないときは、乙は、契約単価に搬送数量を乗じて得た金額に対し、当該指定期日の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は、甲が乙に対価を支払う際、これを徴収するものとする。
- (2)甲が正当な理由なく前条による支払期限までに支払いしないときは、甲は、その対価に対し、支払期限の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- (3)違約金又は遅延利息の額が100円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第9条 事情変更

- (1)甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を中止させることができるものとする。
- (2)本契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価を変更することができるものとする。
- (3)乙が第14条各号のいずれかに該当するとき(第15条第1項各号に掲げる場合を除く。)で甲が本契約を解除しない場合、甲は適切な契約単価を変更することができるものとする。

## 第 10 条 甲の催告による解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限内に業務を完了しないとき又は履行期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 17 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

## 第 11 条 甲の催告によらない解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

## 第 12 条 甲の責めに帰すべき事由による解除権

前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

## 第 13 条 暴力団等排除に係る契約解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約単価に納入予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

## 第 14 条 不正行為に係る契約解除

甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- (4) 乙について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

## 第 15 条 不正行為に係る賠償の予約

乙は、本契約に関して前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価。次項において同じ。）に納入数量を乗じて得た金額の 10 分の 3 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 1 号又は第 2 号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。
- 2 乙は、本契約に関して、前条第 3 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約単価に納入数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項及び第 2 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

## 第 16 条 乙の催告による解除権

乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

## 第 17 条 契約不適合責任

- 甲は、履行された業務が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該業務の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。
  - 3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
  - 4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による

契約金額の減額の請求をすることができない。

#### 第 18 条 契約不適合責任期間

乙が契約不適合の業務を履行した場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が履行のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

#### 第 19 条 疑義の決定

本契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 石川県  
石川県知事 馳 浩

乙